

## 奈良県告示第四百九十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十八年十二月奈良県告示第三百七十九号で指定し、昭和六十年八月奈良県告示第三百三十号、平成四年十二月奈良県告示第四百七十四号及び平成二十三年五月奈良県告示第六十四号で区域を変更した安堵町に係る農業振興地域について、別図の斜線で示す部分に該当する土地の区域を除外するため、当該農業振興地域の区域を変更する。

なお、別図は省略し、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

奈良県知事 荒井正吾